

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程等の一部改正について【概要】

1 施行期日

役員の賞与の改定については以下のとおり。

- ・平成28年12月支給分の改定については、平成28年12月1日から適用する。
- ・平成29年度の支給分の改定については、平成29年4月1日から施行する。

2 改正の内容

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程

平成28年度の支給月数及び平成29年度の支給分の各支給月数の改定

年 度	6 月期	12 月期	合計
現 行	1.475	1.625	3.10
<b>平成 28 年度</b>	1.475	<b>1.775</b>	<b>3.25</b>
<b>平成 29 年度</b>	<b>1.550</b>	<b>1.700</b>	<b>3.25</b>

3 改正の趣旨

国の人事院勧告を受け、長崎県及び佐世保市（以下「市」という。）において一般職の職員の給与改定及び特別職の職員の期末手当の支給月数の改定が行われた。

法人の職員給与及び役員報酬は、市に準拠しているため、市の改定にあわせて法人の職員給与規程及び役員報酬等規程を改正する。

【参考】

●人事院勧告の概要

□民間給与との較差（0.17%）を埋めるため、俸給表の水準の引上げ

②**期末・勤勉手当を0.1月分引上げ(年間4.2月分⇒4.3月分)**

□配偶者に係る扶養手当を段階的に引下げ平成30年には6,500円とする

子に係る扶養手当を段階的に引上げ平成30年には10,000円とする。

●長崎県人事委員会勧告の概要

① 給料表の水準を人事院勧告の内容に準じて引上げ（民間給与との較差：0.18%）

② **期末・勤勉手当を0.1月分引上げ(年間4.2月分⇒4.3月分)**

③ 扶養手当について、人事院勧告に準じた見直しを行う必要